

年度	令和2年度	委 託 業 務 設 計 書			
業 務 名	三訪小学校他1校スクールバス運行業務委託				
場 所	伊賀市三田地内 他				
金 額	(内消費税及び地方消費税の額 ￥)				
期 間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	担当課	教育総務課		
業 務 概 要		設計		検算	
三訪小学校、城東中学校児童生徒の送迎業務		業種		コード	

路線別 設計内訳書

三訪小学校他1校

No.1

種別	内容	数量	単位	金額	摘要
三訪小学校					
	三訪線	1	式		
城東中学校					
	三田線	1	式		
	諏訪線	1	式		
小計					
消費税		10	%		
合計					

設計内訳書

三訪小学校－三訪線

No.2

種別	内容	数量	単位	単価	金額	備考
運行業務委託						
	運行日数	216	日			
型車	1日キロ制運賃(実送+回送)		km			日車キロ制運賃①実送24.0km+②回送 km= km ③日車キロ制運賃(10km未満は10kmに切り上げ) km×1日
型車	1日時間制運賃(実送+回送)		時間			⑧日車時間制運賃 時間×1日 (うち出庫前帰庫後点検 2時間×1日)
	1日あたりの運賃					1日キロ制運賃(実送+回送)+1日時間制運賃(実送+回送)
	年間契約による運賃					
	実働率		%			中部運輸局ブロック平均実働率と事業者の前年度実績実働率との間
	年間契約の計算に用いる日数		日			運行日数216日×実働率 %(計算後小数点以下切捨)
	年間契約運行可能日数		日			年間契約の計算に用いる日数 日×1.4(計算後小数点以下切捨)
	年間契約額(A)					1日あたりの運賃 円×年間契約の計算に用いる日数 日
	年間契約の日数を超過する日の運賃					
	年間契約の日数を超過する日数		日			運行日数216日－年間契約運行可能日数 日
	年間契約の日数を超過する日の契約額(B)					1日あたりの運賃 円×年間契約の日数を超過する日数 日
	諸経費(C)	1	式			
合計						(A)+(B)+(C)

設計内訳書

城東中学校－三田線

No.3

種別	内容	数量	単位	単価	金額	備考
運行業務委託						
	運行日数	229	日			
型車	1日キロ制運賃(実送+回送)		km			日車キロ制運賃①実送21.2km+②回送 km= km ③日車キロ制運賃(10km未満は10kmに切り上げ) km×1日
型車	1日時間制運賃(実送+回送)		時間			⑧日車時間制運賃 時間×1日 (うち出庫前帰庫後点検 2時間×1日)
	1日あたりの運賃					1日キロ制運賃(実送+回送)+1日時間制運賃(実送+回送)
	年間契約による運賃					
	実働率		%			中部運輸局ブロック平均実働率と事業者の前年度実績実働率との間
	年間契約の計算に用いる日数		日			運行日数229日×実働率 %(計算後小数点以下切捨)
	年間契約運行可能日数		日			年間契約の計算に用いる日数 日×1.4(計算後小数点以下切捨)
	年間契約額(A)					1日あたりの運賃 円×年間契約の計算に用いる日数 日
	年間契約の日数を超過する日の運賃					
	年間契約の日数を超過する日数		日			運行日数229日－年間契約運行可能日数 日
	年間契約の日数を超過する日の契約額(B)					1日あたりの運賃 円×年間契約の日数を超過する日数 日
	諸経費(C)	1	式			
合計						(A) + (B) + (C)

設計内訳書

城東中学校－諏訪線

No.4

種別	内容	数量	単位	単価	金額	備考
運行業務委託						
	運行日数	229	日			
型車	1日キロ制運賃(実送+回送)		km			日車キロ制運賃①実送21.8km+②回送 km= km ③日車キロ制運賃(10km未満は10kmに切り上げ) km×1日
型車	1日時間制運賃(実送+回送)		時間			⑧日車時間制運賃 時間×1日 (うち出庫前帰庫後点検 2時間×1日)
	1日あたりの運賃					1日キロ制運賃(実送+回送)+1日時間制運賃(実送+回送)
	年間契約による運賃					
	実働率		%			中部運輸局ブロック平均実働率と事業者の前年度実績実働率との間
	年間契約の計算に用いる日数		日			運行日数229日×実働率 %(計算後小数点以下切捨)
	年間契約運行可能日数		日			年間契約の計算に用いる日数 日×1.4(計算後小数点以下切捨)
	年間契約額(A)					1日あたりの運賃 円×年間契約の計算に用いる日数 日
	年間契約の日数を超過する日の運賃					
	年間契約の日数を超過する日数		日			運行日数229日－年間契約運行可能日数 日
	年間契約の日数を超過する日の契約額(B)					1日あたりの運賃 円×年間契約の日数を超過する日数 日
	諸経費(C)	1	式			
合計						(A)+(B)+(C)

数量計算書

三訪小学校－三訪線

往路1回、復路2回

No.5

種別	内容	細別	数量	単位	摘要
日車キロ制運賃(型)					回送距離については、回送区間ごとにウェブマップで計測された距離に0.4kmを加算した距離以上の距離を用いて積算すること
	① 日車キロ制運賃(実送)	乗客有り	24.0	km	往路11.8km、復路5.7km＋6.5km
	② 日車キロ制運賃(回送)	乗客無し		km	往路 車庫→案山子畑 km 城東中学校→車庫 km 復路 車庫→三訪小学校 km 保育園前→三訪小学校 km 案山子畑→車庫 km
合計	③＝①＋②			km	10km未満切り上げ
日車時間制運賃(型)					回送時間については、回送区間ごとにウェブマップで計測された時間以上の時間を用いて積算すること
	④ 日車時間制運賃(実送)	乗客有り	0:57	時間	往路30分、復路12分＋15分
	⑤ 日車時間制運賃(回送)	乗客無し		時間	往路 分＋ 分、復路 分＋ 分＋ 分、復路2回目発待機時 分
	⑥＝④＋⑤			時間	⑥≥最低保障3時間
	⑦ 出庫前帰庫後点検		2:00	時間	出庫前点検1時間＋帰庫後点検1時間
合計	⑧＝⑥＋⑦			時間	30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げ

数量計算書

城東中学校－三田線

往路1回、復路2回

No.6

種別	内容	細別	数量	単位	摘要
日車キロ制運賃(型)					回送距離については、回送区間ごとにウェブマップで計測された距離に0.4kmを加算した距離以上の距離を用いて積算すること
	① 日車キロ制運賃(実送)	乗客有り	21.2	km	往路8.0km、復路6.6km＋6.6km
	② 日車キロ制運賃(回送)	乗客無し		km	往路 車庫→西三田 km 城東中学校→車庫 km 復路 車庫→城東中学校 km 大谷→城東中学校 km 大谷→車庫 km
合計	③＝①＋②			km	10km未満切り上げ
日車時間制運賃(型)					回送時間については、回送区間ごとにウェブマップで計測された時間以上の時間を用いて積算すること
	④ 日車時間制運賃(実送)	乗客有り	0:49	時間	往路17分、復路16分×2回
	⑤ 日車時間制運賃(回送)	乗客無し		時間	往路 分＋ 分、復路 分＋ 分＋ 分、復路2回目発待機時間 分
	⑥＝④＋⑤			時間	⑥≥最低保障3時間
	⑦ 出庫前帰庫後点検		2:00	時間	出庫前点検1時間＋帰庫後点検1時間
合計	⑧＝⑥＋⑦			時間	30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げ

数量計算書

城東中学校－諏訪線

復路2回

No.7

種別	内容	細別	数量	単位	摘要
日車キロ制運賃(型)					回送距離については、回送区間ごとにウェブマップで計測された距離に0.4kmを加算した距離以上の距離を用いて積算すること
	① 日車キロ制運賃(実送)	乗客有り	21.8	km	復路10.9km+10.9km
	② 日車キロ制運賃(回送)	乗客無し		km	復路 車庫→城東中学校 km 案山子畑→城東中学校 km 案山子畑→車庫 km
合計	③=①+②			km	10km未満切り上げ
日車時間制運賃(型)					回送時間については、回送区間ごとにウェブマップで計測された時間以上の時間を用いて積算すること
	④ 日車時間制運賃(実送)	乗客有り	0:40	時間	復路20分×2回
	⑤ 日車時間制運賃(回送)	乗客無し		時間	復路 分+ 分+ 分、復路2回目発待機時間 分
	⑥=④+⑤			時間	⑥≥最低保障3時間
	⑦ 出庫前帰庫後点検		2:00	時間	出庫前点検1時間+帰庫後点検1時間
合計	⑧=⑥+⑦			時間	30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げ

三訪小学校他1校スクールバス運行業務委託にかかる仕様書

1 委託業務内容

スクールバス運行業務は、授業日等における児童・生徒の通学について、一定集合場所から学校まで、また学校から一定集合場所まで、バスという交通手段を用いて支援する業務である。委託料には業務の履行に必要な経費一切を含めるものとする。なお、本業務は平成28年7月1日付け国自旅第80号「一般貸切旅客自動車運送事業者と旅行業者等との間で締結する年間契約等に対する取り扱いについて」に基づく年間契約（以下「年間契約」という。）によるものとし、受託者の貸切バスを委託者の専属車両として運送する契約形態とする。

2 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

3 業務箇所

三訪小学校、城東中学校通学区域とする。

4 委託料の支払い

委託料は1年を3ヵ月毎に4期に分け、それぞれの運行期間終了後に請求に基づき支払うものとする。

5 使用する車両

- ①受託者は、乗車児童・生徒全員が乗れる大きさの車両を用意し、業務を行うものとする。なお、児童については補助席を使用しない状態で全員が着席できるものとする。このとき、12歳未満の児童についても道路運送車両の保安基準第53条第2項の規定を適用することなく、児童1人は大人1人とした上で座席を確保すること。
- ②車両の大きさは指定しないが、運行ルートของ 道幅や停留所、転回場所等を勘案した上で滞りなく運行できる大きさの車両を用意すること。
- ③三訪線の往路の案山子畑から三訪小学校の間は小学生と中学生が同乗するため、車両の大きさの選定について十分注意すること。
- ④車内外を撮影し記録できるドライブレコーダーが備わっていること。
- ⑤スクールバス年間契約に関する事項に使用する車両を記載すること。なお、記載できる車両は、入札金額の積算において内訳書の種別欄に記載した区分の車両であることに十分注意すること。
- ⑥原則としてスクールバス年間契約に関する事項に記載した車両で運行すること。なお、当該車両で運行できない場合であっても、入札金額の積算において内訳書の種別欄に記載した区分の車両で運行すること。また、やむを得ない事情が生じ、入札金額の積算において内訳書の種別欄に記載した区分と異なる区分の車両で運行せざるを得ないのであれば、受託者の責任において運行を継続すること。

6 運行日数

- ①年間運行予定日数は年間204日とし、原則土曜・日曜は運休となるが、参観日、体育祭などの学校行事の都合により、土曜・日曜に運行する場合がある。（土日行事の場

合は、平日休校となり、運休となる。)

- ②年間運行予定日数とは別に、特別運行として長期休業日中（夏・冬休み等）のスクールバスを12日運行するものとする。ただし、城東中学校については25日の特別運行とする。

7 運行区間、運行時刻及び乗車人数

- ①別添の運行計画書及び地図のとおりとする。ただし、学校又は受託者に必要があれば、双方協議の上、変更することができる。なお、児童生徒が乗降車しない停留所については運行する必要はない。
- ②城東中学校の諏訪線は原則として復路のみの運行であるが、三訪線において学校行事等により小学校または中学校の登校時刻がずれ1台で対応できない場合や三訪小学校の休校日に城東中学校が登校する場合は、中学校の登校について、三訪線の代わりに城東中学校の諏訪線に対応すること。委託料が増額になる場合は後日精算を行う。
- ③運行時間及び運行日程については、受託者と学校のスクールバス担当者で運行の前月中に十分な打合せを行うこと。
- ④自然災害等により、急な運行時間の変更や運行取り止めが生じる場合、学校と受託者が互いに連絡を取り合い調整するものとする。なお、自然災害等による下校の場合においては、学校から臨時便の要請があれば、受託者は可能な限り迅速に対応するものとする。
- ⑤乗車人数の変更については、大きな増減等の例外を除き、原則として委託料の変更は行わない。

8 入札金額の積算

- ①三訪小学校の入札金額については設計書に基づき216日分を積算すること。
- ②城東中学校の入札金額については設計書に基づき229日分を積算すること。
- ③入札金額の積算に使用する運行本数は、運行計画書の曜日に関係なく、下記により積算して算出するものとする。
 - ア) 三訪小学校及び城東中学校の三田線については「往路1便、復路2便」
 - イ) 城東中学校の諏訪線については「復路2便」なお、設計書に数量が記載されているものはこれを用いて積算しなければならない。設計書に数量が記載されていないものは積算に用いた数量を設計書の備考欄に記載すること。
- ④使用する車両の大きさを内訳書の種別欄に記載すること。
- ⑤回送距離や回送時間については、配車後の進行方向を考慮し、回送ルートの道幅や転回場所等を勘案して適切に見積もること。
- ⑥回送距離や回送時間はウェブマップを用いて計測することとし、下記のとおり積算すること。
 - ア) 回送区間ごとに計測すること。
 - イ) 回送距離については、計測された距離に0.4kmを加算した距離以上の距離で積算すること。(例：ウェブマップでの計測が1.4kmの場合1.8km以上の距離で積算すること。)
 - ウ) 回送時間については、計測された時間以上の時間で積算すること。
 - エ) 落札候補者の積算内容の確認に用いるため、計測した画面を印刷しておくこと。

- ⑦三訪小学校の復路2便目の待機時間については、運行計画の表中「金 1回目」14時55分発の運行を終えた後、三訪小学校到着時刻から「金 2回目」15時50分発までの時間とする。
- ⑧城東中学校の復路2便目の待機時間については、運行計画の表中「夏時間 1回目 火・木・金」15時55分発の運行を終えた後、城東中学校到着時刻から「夏時間 2回目 火・木・金」17時30分発までの時間とする。
- ⑨実働率については、中部運輸局ブロック平均実働率と事業者の前年度実績実働率の間の値を用いること。なお、事業者の前年度実績実働率は、事業者が三重運輸支局に提出した輸送実績報告書によることとし、中部運輸局ブロック平均実働率以外の値を用いた場合は当該輸送実績報告書により確認を行う。
- ⑩年間契約の計算に用いる日数及び年間契約運行可能日数の積算については、小数点以下を切り捨てることに十分注意すること。

9 再委託の禁止

スクールバスの運行は、この業務の主となる部分であるため、受託者は業務を履行するにあたり、スクールバスの運行を再委託してはならない。ただし、運行開始後に真にやむを得ない事情が生じ、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

10 事故時の責務

- ①受託者は、業務中に事故があった場合、受託者の責に帰す事由の有無に関わらず、速やかに学校長及び委託者に報告しなければならない。
- ②受託者は、その業務中に児童、生徒、教職員等の学校関係者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。ただし、受託者の責に帰す事由が認められない場合はこの限りではない。
- ③受託者は、運行中の事故によって発生した損害を賠償しなければならない。
- ④損害賠償に関して、この契約に定めのない事項が発生したときは、委託者と受託者とが協議の上、誠実に対応するものとする。

11 運行中の災害対応

- ①運行中に、自然災害等により運行の安全が脅かされる恐れがある場合、受託者は直ちに乗員の安全を確保する措置をとらなければならない。
- ②上記の場合、受託者は乗員の安全を確保した上で、状況を学校長及び委託者に報告するものとする。

12 安全確保のための受託者の役割

- ①受託者は、可能な限り同一路線には同一運転手を配置するよう努め、その者の運転免許証の写しを委託者に提出するものとする。1人の運転手ではなく複数の運転手が運転を行う可能性があるときには、その可能性のある全ての者について同様とする。途中で変更がある場合にはその旨を委託者に報告し、新たに運転手となる者の運転免許証を委託者に提出するものとする。

(※運転免許証の写しについては裏表両面とし、住所及び生年月日については不要とする。)

- ②受託者は、事故や災害発生時などの緊急時の連絡体制を整備し、文書化して委託者及

び学校に提出するものとする。また、受託者が社内において定めている、不測の事態等に対応するための緊急時対応マニュアル等を併せて提出すること。

- ③受託者は、運行に使用する車両の車検証の写しを提出するものとする。
- ④受託者は、上記車両の整備に努め、定期点検（3ヶ月点検等）の整備記録簿、日常点検の記録等を整備するとともに、運行管理の状況を運行記録簿に記録しておかなければならない。また、委託者が求めた場合は、速やかにその記録等の写しを提出するものとする。
- ⑤受託者は、バス及び運転手の不測の事態に備え、代替のバス及び運転手を直ちに派遣できるようにするものとする。
- ⑥受託者は、各車両に緊急時の連絡用として携帯電話等の通信機器を常備するものとする。
- ⑦スクールバスの運行に付随する回送及び点呼・点検については、他の事業者等との契約による運行をかみ合わせてはならない。
- ⑧受託者は、本業務を要因とする行政処分を受けたとき、または、本業務を要因とする行政処分かどうかにかかわらず業務の遂行に支障をきたす行政処分を受けたときは、処分を受けた原因及び処分内容並びに今後の対応等を文書化し委託者に提出すること。

13 運行状況の確認

受託者はスクールバスの運行状況を運行の都度スクールバス運行簿に記録し毎月提出することとする。なお、スクールバスの運行状況等を確認するために必要な調査を行う場合がある。このとき、受託者は委託者が行う調査に協力するものとする。

14 自動車保険

受託者は、この業務の履行にあたり、業務で使用する車両について次の基準以上の自動車保険契約を締結するものとし、契約時及び保険更新時にその保険証書の写しを委託者に提出するものとする。この提出は使用する車両全てにおいて同様とする。

・保険契約基準

対人保険 無制限
対物保険 無制限
搭乗者傷害保険 1名 1,000 万円
人身傷害 1名 5,000 万円

15 委託料の精算

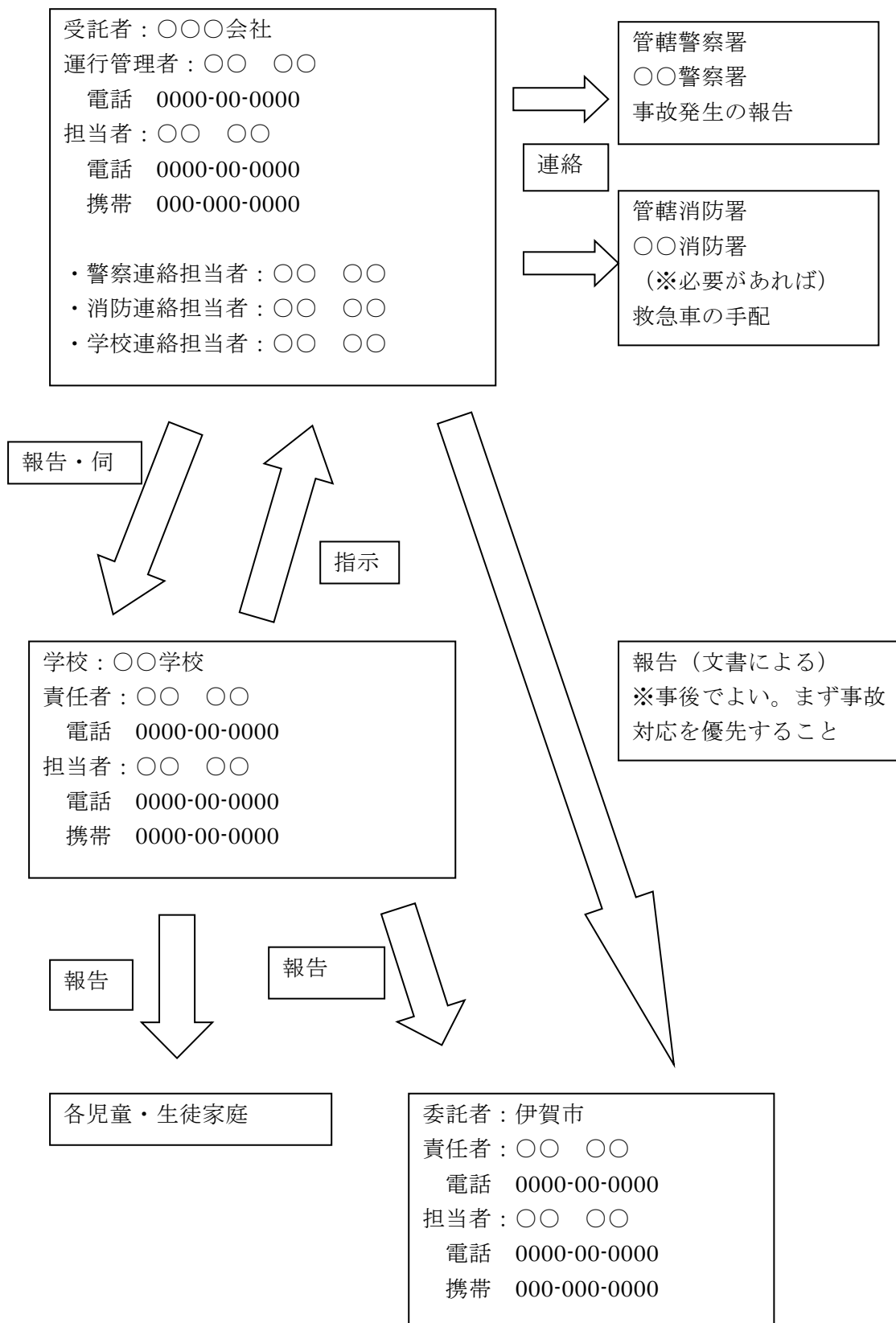
- ①委託料の精算は最終支払い時に行うこととする。
- ②年間契約による運賃については、委託者の要請により、運賃の積算に用いた距離及び時間を上回った分について精算を行うこととする。
- ③年間契約の日数を超過する運行にかかる運賃については、運行日数、距離及び時間の実績に応じて精算を行うこととする。
- ④受託者の都合による増額については、精算は行わない。

16 その他

- ①この契約に定めのない事項や疑義が生じた場合は、委託者と受託者とが協議の上、決定するものとする。

- ②児童・生徒以外に教師、保護者等が同乗する場合がある。この場合において児童・生徒以外の座席の確保は受託者の任意とする。
- ③第 12 項記載の運転免許証及び車検証の写し、緊急連絡体制図、緊急時対応マニュアル等は、契約締結後から業務開始前までに提出するものとする。
- ④始発場所で路上駐車せざるを得ない場合は、長時間停車することにより交通の妨げにならないよう配車時刻に配慮すること。
- ⑤受託者の責任で本業務を遂行できなくなった場合は、業務不履行となり契約解除となる場合がある。このとき、約款に定める違約金とは別に委託者が被った損害について受託者に損害賠償請求する場合がある。
- ⑥受託者は、道路運送法第 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき、運行予定日の 30 日前までに一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定届出書に年間契約書を添付し、三重運輸支局に提出すること。

事故発生時等の緊急連絡体制図



ス ク ー ル バ ス 運 行 簿

令和 年 月 日 (曜 日)

確 認 印	運行管理者

天候 _____

学 校 名		路 線 名		車 両 番 号	
-------------	--	-------------	--	------------------	--

回 数	発 着 地	使 用 時 間			メーター		走行距 離	運転者名	備 考
		出発	到着	所要時間	出発	到着			
1	～	:	:	:					
2	～	:	:	:					
3	～	:	:	:					
4	～	:	:	:					
5	～	:	:	:					
6	～	:	:	:					
7	～	:	:	:					
8	～	:	:	:					
9	～	:	:	:					
10	～	:	:	:					
11	～	:	:	:					
12	～	:	:	:					
出 庫 時 刻	時	分	出庫時のメーター読み	本日の走行時間	点呼点検				
				時間 分	出庫前	帰庫後			
帰 庫 時 刻	時	分	帰庫時のメーター読み	本日の走行km					
				km					

1. 発着地は「車庫～〇〇停留所」、「〇〇停留所～〇〇学校」のように回送と実送を分けて、往路の出庫から復路の帰庫までを記入してください。
2. 復路2便目等の待機時間は発着地に「復路〇便目待機時間」等と記入し、使用時間に待機時間の始まりと終わりを記入してください。
3. 出庫前及び帰庫後の点呼点検実施後に○を記入してください。
4. スクールバス運行業務の運賃の積算に含まれない部分がある場合は備考欄等にその内容を記入してください。
5. 記載内容に誤りが無いかを運行管理者が確認し押印してください。

令和2年度 年間登校予定日 (小・中学校)

日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	学年始休業日	○	○	○	夏季休業日	○	○	日	○	冬季休業日	○	○	
2		土	○	○		○	○	○	○				
3		日	○	○		○	土	祝	○		○		
4		祝	○	土		○	日	○	○		○		
5		祝	○	日		土	○	○	土		○		
6	○	振	土	○		日	○	○	日	土	土		
7	○	○	日	○		○	○	土	○	日	日		
8	○	○	○	○		○	○	日	○	○	○		
9	○	土	○	○		○	○	○	○	土	○	○	
10	○	日	○	○		○	土	○	○	日	○	○	
11	土	○	○	土		○	日	○	○	祝	祝	○	
12	日	○	○	日		土	○	○	土	○	○	○	
13	○	○	土	○		日	○	○	○	日	土	土	
14	○	○	日	○		○	○	土	○	○	日	日	
15	○	○	○	○		○	○	日	○	○	○	○	
16	○	土	○	○		○	○	○	○	○	土	○	○
17	○	日	○	○		○	土	○	○	○	日	○	○
18	土	○	○	土		○	日	○	○	○	○	○	○
19	日	○	○	日		土	○	○	○	土	○	○	○
20	○	○	土	○		日	○	○	○	日	○	土	土
21	○	○	日	夏季休業日		○	祝	○	土	○	○	日	日
22	○	○	○				祝	○	日	○	○	○	○
23	○	土	○				○	○	祝	○	土	祝	○
24	○	日	○				○	土	○	冬季休業日	日	○	○
25	土	○	○				○	日	○		○	○	○
26	日	○	○				土	○	○		○	○	○
27	○	○	土				日	○	○		○	○	土
28	○	○	日				土	○	○		土	○	日
29	祝	○	○				日	土	○	日	○		
30	○	土	○				日	○	○	○	土		
31		日		○			土		日				
計	18	18	22	14	2	20	22	19	17	15	18	19	
	204												

※年間登校日とは別に、長期休業日中(夏・冬休み等)に12日登校する。

ただし、城東中学校については、長期休業日中(夏・冬休み等)に25日登校する。

令和2年度・三訪小学校

スクールバス運行計画書

路線名	三訪線(往路に城東中学校の諏訪地区生徒同乗)							
バス停名	登校時刻	利用人数						
	時刻	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
案山子畑	7:50						1	1
西福寺前	7:52				1			1
JA諏訪支店前	7:52							0
保育園前	7:53			2		1		3
諏訪口	7:54		1		1		1	3
三訪小	8:05							
城東中	8:20							
	合計	0	1	2	2	1	2	8
バス停名	下校時刻							
	月・火		水	木		金		午前中授業
	1回目	2回目	1回	1回目	2回目	1回目	2回目	1回
	1～2年	3～6年	1～6年	1年	2～6年	1～3年	4～6年	1～6年
三訪小(諏訪児童乗車)	14:55	15:50	14:55	－	15:50	14:55	15:50	11:30
諏訪口	15:06	16:01	15:06	－	16:01	15:06	16:01	11:41
保育園前	－	16:02	15:07	－	16:02	15:07	16:02	11:42
JA諏訪支店前	－	16:03	15:08	－	16:03	－	16:03	11:43
西福寺前	－	16:03	15:08	－	16:03	－	16:03	11:43
案山子畑	－	16:05	15:10	－	16:05	－	16:05	11:45

※下校におけるバスについて、諏訪児童乗車時間を厳守し、三訪小学校の東門前に長時間待機することのないよう配慮すること。

令和2年度・城東中

スクールバス運行計画書【往路】

路線名	三田線					
バス停名	登校時刻		利用人数			
	時刻		1年	2年	3年	計
西三田	8:00		1	0	6	7
東三田	8:02		1	3	3	7
大谷	8:04		0	2	3	5
伊賀上野駅前	8:07		4	3	10	17
城東中	8:17					
	合計		6	8	22	36

スクールバス運行計画書【復路】

バス停名	下校時刻(夏時間) 4月6日～9月15日					
	1回目				2回目	
	月	水	火・木・金	午前授業	月	火・木・金
城東中	15:40	14:40	15:55	12:40	16:40	17:30
伊賀上野駅前	15:50	14:50	16:05	12:50	16:50	17:40
西三田	15:52	14:52	16:07	12:52	16:52	17:42
東三田	15:54	14:54	16:09	12:54	16:54	17:44
大谷	15:56	14:56	16:11	12:56	16:56	17:46
バス停名	下校時刻(秋時間) 9月16日～10月15日 3月1日～3月25日					
	1回目				2回目	
	月	水	火・木・金	午前授業	月	火・木・金
城東中	15:40	14:40	15:55	12:40	16:40	17:10
伊賀上野駅前	15:50	14:50	16:05	12:50	16:50	17:20
西三田	15:52	14:52	16:07	12:52	16:52	17:22
東三田	15:54	14:54	16:09	12:54	16:54	17:24
大谷	15:56	14:56	16:11	12:56	16:56	17:26
バス停名	下校時刻(冬時間) 10月16日～2月28日					
	1回目				2回目	
	月	水	火・木・金	午前授業	月	水以外
城東中	15:40	14:40	15:55	12:40	16:40	16:40
伊賀上野駅前	15:50	14:50	16:05	12:50	16:50	16:50
西三田	15:52	14:52	16:07	12:52	16:52	16:52
東三田	15:54	14:54	16:09	12:54	16:54	16:54
大谷	15:56	14:56	16:11	12:56	16:56	16:56

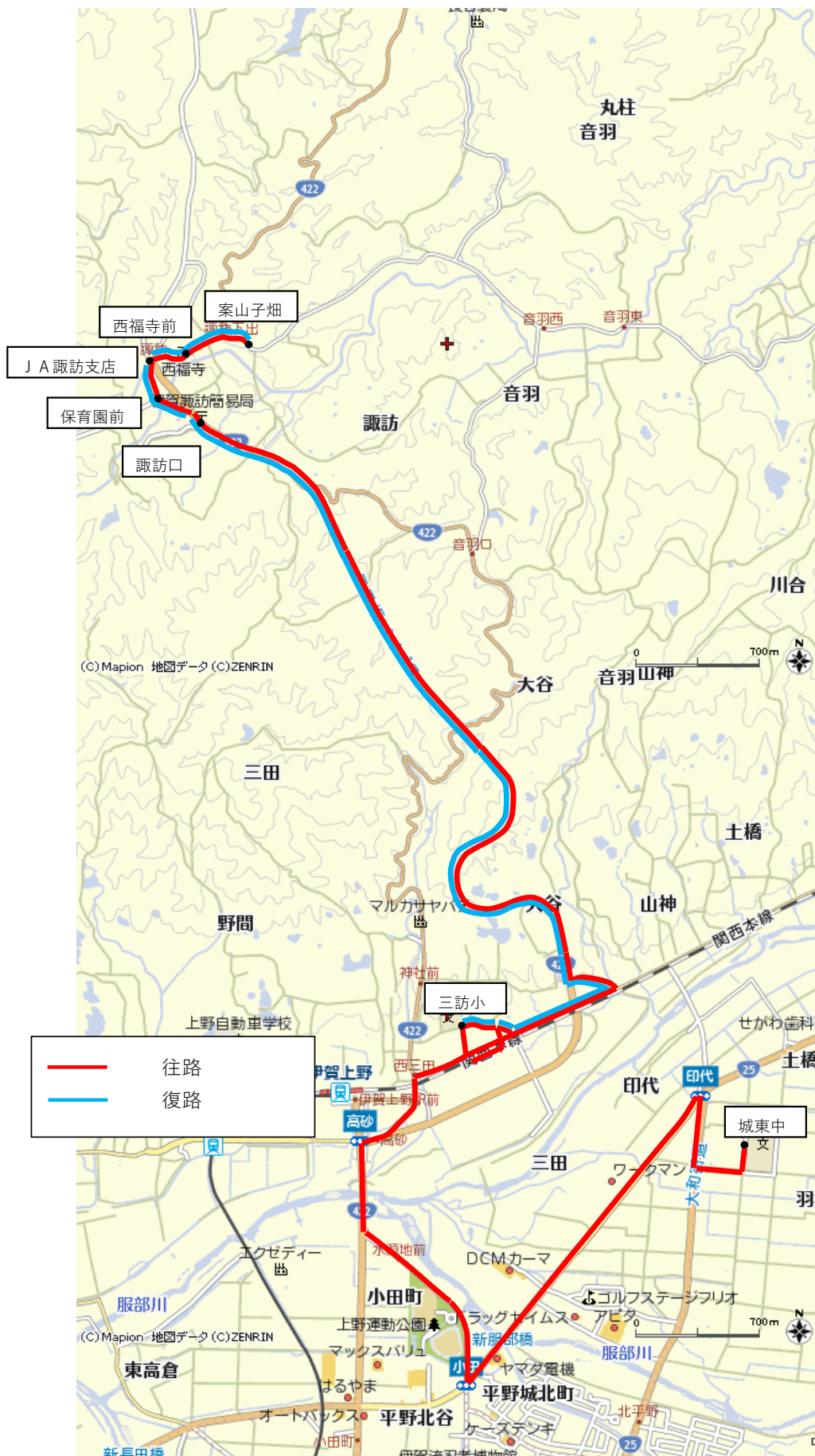
令和2年度・城東中 スクールバス運行計画書【往路】

路線名	諏訪線(三訪小学校の三訪線に同乗)					
バス停名	登校時刻		利用人数			
	時刻		1年	2年	3年	計
案山子畑	7:50		1			1
西福寺前	7:52				1	1
JA諏訪支店前	7:52		1			1
保育園前	7:53				2	2
諏訪口	7:54					0
三訪小	8:05		三訪小学校児童降車			
城東中	8:20					
	合計		2	0	3	5

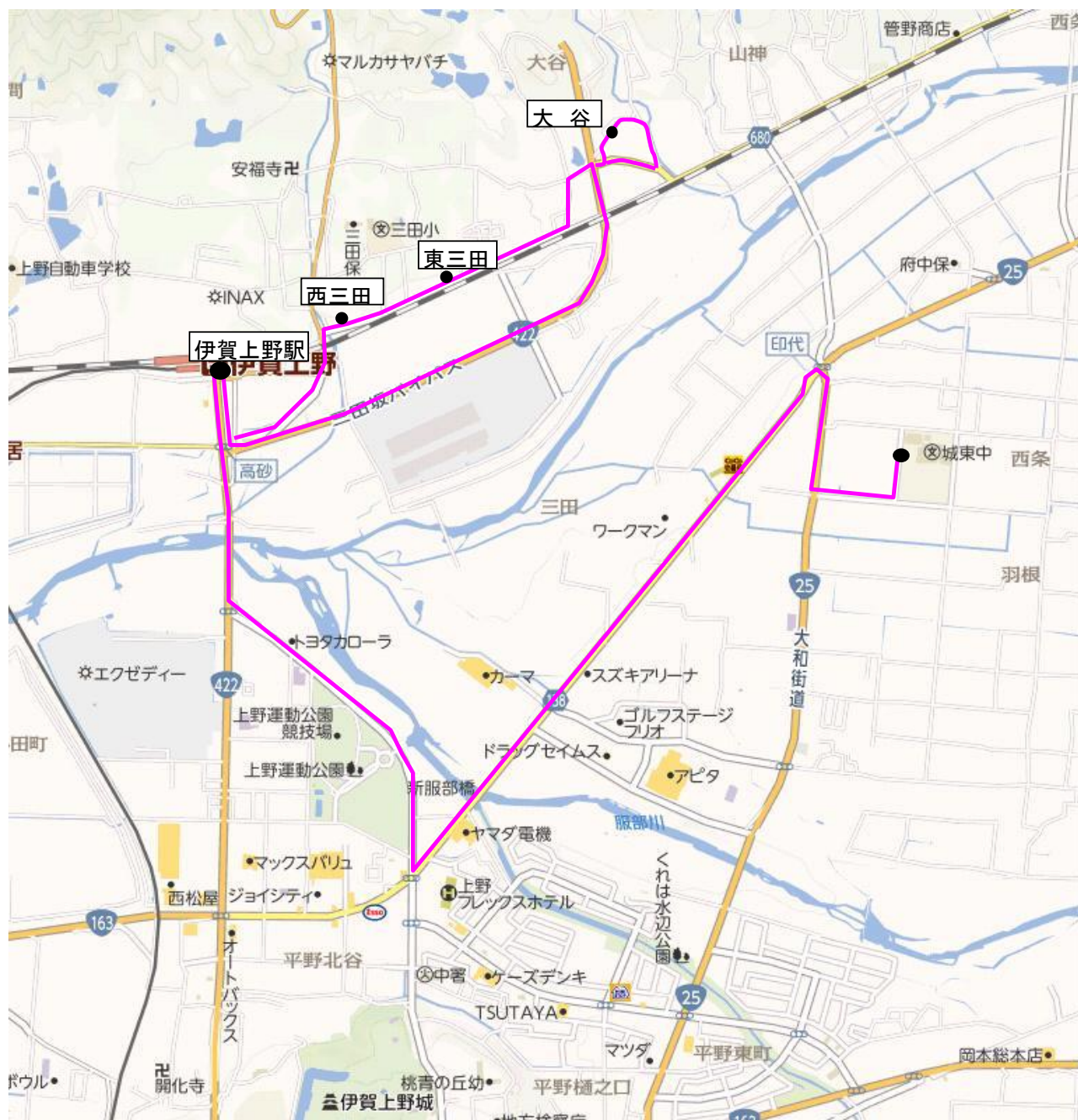
スクールバス運行計画書【復路】

路線名	諏訪線					
バス停名	下校時刻(夏時間) 4月6日～9月15日					
	1回目				2回目	
	月	水	火・木・金	午前授業	月	火・木・金
城東中	15:40	14:40	15:55	12:40	16:40	17:30
諏訪口	15:56	14:56	16:11	12:56	16:56	17:46
保育園前	15:57	14:57	16:12	12:57	16:57	17:47
JA諏訪支店前	15:58	14:58	16:13	12:58	16:58	17:48
西福寺前	15:58	14:58	16:13	12:58	16:58	17:48
案山子畑	16:00	15:00	16:15	13:00	17:00	17:50
バス停名	下校時刻(秋時間) 9月16日～10月15日 3月1日～3月25日					
	1回目				2回目	
	月	水	火・木・金	午前授業	月	火・木・金
城東中	15:40	14:40	15:55	12:40	16:40	17:10
諏訪口	15:56	14:56	16:11	12:56	16:56	17:26
保育園前	15:57	14:57	16:12	12:57	16:57	17:27
JA諏訪支店前	15:58	14:58	16:13	12:58	16:58	17:28
西福寺前	15:58	14:58	16:13	12:58	16:58	17:28
案山子畑	16:00	15:00	16:15	13:00	17:00	17:30
バス停名	下校時刻(冬時間) 10月16日～2月28日					
	1回目				2回目	
	月	水	火・木・金	午前授業	月	水以外
城東中	15:40	14:40	15:55	12:40	16:40	16:40
諏訪口	15:56	14:56	16:11	12:56	16:56	16:56
保育園前	15:57	14:57	16:12	12:57	16:57	16:57
JA諏訪支店前	15:58	14:58	16:13	12:58	16:58	16:58
西福寺前	15:58	14:58	16:13	12:58	16:58	16:58
案山子畑	16:00	15:00	16:15	13:00	17:00	17:00

三訪小学校スクールバス路線図 (三訪線)



城東中学校スクールバス (三田線)



城東中学校スクールバス路線図 (諏訪線)

